市県民税特別徴収税額の納期の特例の 要件に該当しなくなったことの届出書		
米 子 市 長	様	(受 付 印)
年	月 日 提出	
(特別徴収義務者) (指	定番号)
住所又は所在地		
氏名又は名称		
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の特例の要件に該当しなくなったことを次のとおり届出ます。		
この届出書を提出する日にお ける給与等の支給人員		人
給与等の支払いを受けるもの の数が常時10人未満でなく なった理由等		
注意事項		
1 この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方 税法第321条の5の2に規定する納期の特例の効力が失われることになります。		

2 この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別

徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に特別徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に特別徴収した税額は、翌月10日までに納付していただくことになります。